

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し減免申請をする方へ

国民健康保険税 納期限変更のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等（事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入）が前年と比べ10分の3以上減少した方を対象に、国民健康保険税（以下「保険税」という）の減免申請を令和4年10月から受付します。それまでに保険税を納付することが困難な方を対象に、納期限の変更措置を行います。

対象世帯 下記の全てに該当する世帯

- ・減免申請の要件を全て満たす見込みの世帯（詳しくは、減免制度のフローチャートをご覧ください）
- ・保険税の納付方法が、特別徴収（年金からの差引き）でない世帯
- ・令和3年度以前の保険税について滞納がない世帯
- ・令和3年分の所得について未申告ではない世帯

納期限が変更になる保険税

納期限が令和4年7月1日から令和5年2月28日までに設定されている令和4年度分の保険税
納期限が過ぎた保険税は、納期限変更の対象外となります。

変更後の納期限

保険税は、以下のように振分けます。具体的な振分け方は、裏面をご覧ください。

申請日	令和4年10月31日まで	令和4年11月1日から 令和4年12月31日まで	令和5年1月1日から 令和5年2月28日まで
変更後納期限 (変更後期割)	令和4年度 7期～9期に振分け	令和4年度 8・9期に振分け	令和4年度9期に振分け

- 注意
- 1 納期限を過ぎた保険税は、振分けの対象にはなりません。
 - 2 口座振替による自動引き落としで保険税を納付している方は、処理手続の必要がありますので、事前に収納課（電話 042-620-7224）にお問い合わせください。

申請受付期間

令和4年7月11日から令和5年2月28日まで

申請方法・提出先

「令和4年度(2022年度)国民健康保険税納期限変更申請書」を提出してください。

申請書は、市のホームページからもダウンロードできます。

申請書は、下記へ郵送または窓口で受付します。（FAX・メールでは受け付けておりません）

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 八王子市保険年金課資格課税担当

電話 042-620-7236（本庁舎1階13番窓口）

令和4年7月中に申請した場合

令和4年度の1期から9期までの保険税を、7期から9期までに振分けます。

《納期限変更前》		
期別	納期限	期別税額
1期	令和4年8月1日	10,000円
2期	令和4年8月31日	10,000円
3期	令和4年9月30日	10,000円
4期	令和4年10月31日	10,000円
5期	令和4年11月30日	10,000円
6期	令和4年12月27日	10,000円
7期	令和5年1月31日	10,000円
8期	令和5年2月28日	10,000円
9期	令和5年3月31日	10,000円
合計		90,000円

《納期限変更後》	
期別	期別税額
1期	0円
2期	0円
3期	0円
4期	0円
5期	0円
6期	0円
7期	30,000円
8期	30,000円
9期	30,000円
合計	90,000円



令和4年11月中に申請した場合

令和4年度の5期から9期までの保険税を、8期と9期に振分けます。

納期限の過ぎた1期から4期までの保険税は、納期限変更の対象外になります。

《納期限変更前》		
期別	納期限	期別税額
1期	令和4年8月1日	10,000円
2期	令和4年8月31日	10,000円
3期	令和4年9月30日	10,000円
4期	令和4年10月31日	10,000円
5期	令和4年11月30日	10,000円
6期	令和4年12月27日	10,000円
7期	令和5年1月31日	10,000円
8期	令和5年2月28日	10,000円
9期	令和5年3月31日	10,000円
合計		90,000円

《納期限変更後》	
期別	期別税額
1期	10,000円
2期	10,000円
3期	10,000円
4期	10,000円
5期	0円
6期	0円
7期	0円
8期	25,000円
9期	25,000円
合計	90,000円



納期変更後の保険税の納付について

納期限を変更した結果、1期あたりの税額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付及びキャッシュレス決済はできません。

納付書裏面に記載のある金融機関及び市役所・市民部各事務所（斎場事務所を除く）で納付してください。

問合せ先

納期限の変更について

保険年金課資格課税担当

電話 042-620-7236

納付・相談・口座振替について

収納課

電話 042-620-7224